

## 平成 25 年度第 19 回人事委員会臨時会会議結果

1 開催日時 平成 25 年 10 月 3 日 (木) 午前 10 時 00 分

2 開催場所 委員室

3 出席者 委員長 熊谷 隆司  
委員 伊藤 方子  
委員 飛澤 重嘉

事務局長 佐藤 義昭  
総括課長 花山 智行

### 4 議題

(1) 会議の公開・非公開の決定

会議の冒頭、協議事項 1、報告事項 1 及び報告事項 2 について非公開とする旨決定

(2) 議題

議案第 1 号 条例案に対する意見について (公 開)  
協議事項 1 平成 25 年職員の給与等に関する報告及び勧告について (非公開)  
報告事項 1 平成 25 年度岩手県警察官 B 採用試験の第 1 次試験の合格状況について (非公開)  
報告事項 2 平成 25 年度岩手県警察官 (ヘリコプター操縦士) 採用選考試験の実施について (非公開)  
報告事項 3 関係労働団体からの要請について (公 開)

### 5 審議の状況 (結果)

(1) 公開とした会議

[議案第 1 号]

資料はこちら

平成 25 年 9 月岩手県議会定例会に提出される条例案に対する意見について、決定した。

[報告事項 3]

関係労働団体からの要請について、報告した。

(2) 非公開とした会議

[協議事項 1]

平成 25 年職員の給与等に関する報告及び勧告について、協議した。

[報告事項 1]

平成 25 年度岩手県警察官 B 採用試験の第 1 次試験の合格状況について、報告した。

[報告事項 2]

平成 25 年度岩手県警察官 (ヘリコプター操縦士) 採用選考試験の実施について、報告した。

6 傍聴人 なし

岩手県人事委員会議についての問い合わせ

岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県人事委員会事務局職員課

電話 019-629-6236

FAX 019-629-6239

メール DD0002@pref.iwate.jp

## 議案第 1 号

### 条例案に対する意見について

平成25年10月3日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

---

#### 1 趣旨

平成25年9月岩手県議会定例会に提出される次に掲げる条例案について、岩手県議会から地方公務員法第5条第2項の規定に基づき意見を求められたので、別紙のとおり回答しようとするものである。

#### 2 意見を求められた条例案

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（議案第18号）

人委職第 号

平成25年 月 日

岩手県議会議長 千葉 伝 様

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆司

条例案に対する意見について（回答）

平成25年9月26日付け議第158号により意見を求められた下記条例案は、適当なものと認められます。

記

議案第18号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

**平成25年9月県議会に提案される条例案について**  
 (大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴う災害派遣手当)

H25.10.3 人事委員会事務局

## 1 検討の趣旨

平成25年9月県議会に提案される職員に関する条例案について、県議会から地方公務員法第5条第2項に基づき意見を求められたことから、検討を行うものである。

## 2 提出される条例案及び概要

条例の名称及び改正概要(詳細は別紙のとおり)

議案番号	条例名	条例案の主な内容	検討資料
議案第18号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	災害派遣手当の支給対象となる職員の範囲の拡大	別紙1

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)

(人事委員会及び公平委員会並びに職員に関する条例の制定)

第五条 地方公共団体は、法律に特別の定がある場合を除く外、この法律に定める根本基準に従い、条例で、人事委員会又は公平委員会の設置、職員に適用される基準の実施その他職員に関する事項について必要な規定を定めるものとする。但し、その条例は、この法律の精神に反するものであつてはならない。

2 第七条第一項又は第二項の規定により人事委員会を置く地方公共団体においては、前項の条例を制定し、又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において、人事委員会の意見を聞かなければならない。

## 別紙 1

**1 条例案の内容**

## (1) 条例の名称

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（議案第18号）

## (2) 趣旨

災害派遣手当の支給の対象となる職員の範囲を拡大しようとするものである。

## (3) 改正内容

大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴う災害派遣手当の支給対象となる職員の範囲の拡大（第41条の4関係）

## ア 支給対象職員

災害対策基本法に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員で住所又は居所を離れて県の区域に滞在することを要するもの（現行）

大規模災害からの復興に関する法律に基づき、復興計画の作成等のために派遣された職員で住所又は居所を離れて県の区域に滞在することを要するもの

（追加）

## イ 支給額

日額6,620円の範囲内（現行どおり）

大規模災害からの復興に関する法律（平成25年6月21日施行）

（派遣職員の身分取扱い）

第56条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により復興計画の作成等のため派遣された職員に対し、政令で定めることにより、災害派遣手当を支給することができる。

手当の支給規定は平成25年8月20日施行。

## (4) 施行日（附則関係）

公布の日から施行すること。

**3 国・東北各県の動向**

(1) 国は災害派遣手当がないため措置なし。

(2) 東北各県の状況

	青森県	秋田県	宮城県	山形県	福島県
条例改正時期	未定	9月議会	9月議会は見送り	9月議会	12月議会

**4 条例案意見**

**適当なものと認められます。**

【理由】災害派遣手当の支給対象となる職員の範囲の拡大については、大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴うものであり、内容も法律等の趣旨に沿って規定されているものであること。

大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）

（派遣職員の身分取扱い）

第 56 条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により復興計画の作成等のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

2 前項に規定するもののほか、前条の規定により関係行政機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（経過措置）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章、第 53 条から第 56 条まで及び第 5 章並びに附則第 5 条から第 11 条までの規定は、公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第 2 条 この法律の規定は、平成 25 年 4 月 12 日以後に発生した災害について適用する。

大規模災害からの復興に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 25 年政令第 236 号）

内閣は、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）附則第 1 条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

大規模災害からの復興に関する法律附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成 25 年 8 月 20 日とする。

大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成 25 年政令第 237 号）

（災害派遣手当）

第 43 条 法第 56 条第 1 項の災害派遣手当は、復興計画の作成等のため派遣された職員が住所又は居所を離れて派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在することを要する場合に限り、内閣総理大臣が定める基準に従い、当該都道府県又は市町村の条例で定める額を支給するものとする。

内閣府告示第 204 号

大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成 25 年政令第 237 号）第 43 条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定め、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日（平成 25 年 8 月 20 日）から施行する。

施設の利用区分 派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1 日につき)	その他の施設 (1 日につき)
30 日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30 日を超え 60 日以内の期間	3,970 円	5,870 円
60 日を超える期間	3,970 円	5,140 円

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）

（派遣職員の身分取扱い）

第 32 条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

2 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）

（災害派遣手当）

第 19 条 法第 32 条第 1 項の災害派遣手当は、災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員が住所又は居所を離れて派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在することを要する場合に限り、総務大臣が定める基準に従い、当該都道府県又は市町村の条例で定める額を支給するものとする。

一般職の職員の給与に関する条例（昭和 28 年岩手県条例 48 号）

（災害派遣手当）

第 41 条の 4 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員で住所又は居所を離れて県の区域に滞在することを要するものに対して支給する。

2 災害派遣手当の額は、滞在期間及び施設の利用区分に応じ、別表第 8 に掲げる額とする。

別表第 8（第 41 条の 4 関係）

災害派遣手当定額表

施設の利用区分 県の区域に滞在する期間	公用の施設又はこれに準ずる施設 （1 日につき）	その他の施設 （1 日につき）
30 日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30 日を超え 60 日以内の期間	3,970 円	5,870 円
60 日を超える期間	3,970 円	5,140 円



議 第 1 5 8 号

平成25年 9 月 26 日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司 様

岩手県議会議長 佐々木 博



条例案に対する意見について

今期定例会に提出される下記議案について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

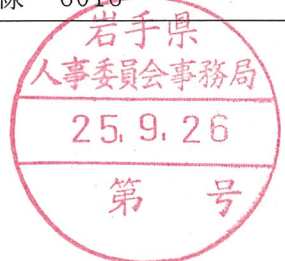
議案第18号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

担当

議会事務局議事調査課

議事管理担当 藤澤

内線 6016



# 議案第 18 号

## 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(災害派遣手当)</p> <p>第41条の4 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項の規定に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員で住所又は居所を離れて県の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(災害派遣手当)</p> <p>第41条の4 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項の規定に基づき災害応急対策若しくは災害復旧のため派遣された職員又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項の規定に基づき復興計画の作成等のため派遣された職員で、住所又は居所を離れて県の区域に滞在することを要するものに対して支給する。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成25年9月27日提出

岩手県知事 達 増 拓 也

### 理由

災害派遣手当の支給の対象となる職員の範囲を拡大しようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。